

日本維新の会また教科書攻撃

「従軍慰安婦」への日本軍の関与否認

公文書・判決ねじまげ

日本維新の会は、馬場伸幸幹事長が先頭に立ち、国会議員による「言葉狩り」の新たな教科書攻撃を始めています。その内容は、女性の人権を奪った戦前・戦中の日本軍「慰安婦」制度を否認し、朝鮮人などの「強制労働」「強制連行」がなかったかのように、歴史の事実をねじまげるものです。（山沢猛）

「河野談話」を否定

日本維新の会の松沢成文議員は13日の参院文教科学委員会で、「従軍慰安婦」という言葉が「軍」と「慰安婦」をつなげて「誤解を招く」表記なので、現在検定合格している中学の歴史教科書で「訂正」させるように、萩生田光一文部科学相に迫りました。

維新の会の馬場幹事長が4月16日に衆議院に提出した二つの質問主意書では、「従軍」と「慰安婦」を組み合わせた「従軍慰安婦」との表現の使用は「不適切である」として政府の見解を求めました。これにたいし菅義偉首相名の政府答弁書で、「従軍慰安婦」という用語は「誤解を招くおそれがある」ことから、単に「慰安婦」という用語が適切であり、「近年これを用いている」と答えました。松沢質問はこの政府答弁を再確認したものです。

維新の会は10日の衆院予算委員会で藤田文武議員（大阪12区）、同日の参院予算委で石井章議員（比例区）が同様の質問をおこなっています。維新の会によってまさに、日本軍「慰安婦」問題の新たな歴史のねじまげが始まっています。

1993年8月、当時の河野洋平官房長官の談話では、「慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送」について、「旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」こと、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」と公式に認めました。これを否定する許しがたい暴挙です。

松沢質問に対し、萩生田文科相は、子どもたちが「間違っただといますか、過去の価値観の表記のままの教科書を学ぶことになる可能性がある」るので、「文科省としても逆に教育現場の方にしっかりと周知をしていく」と答弁しました。「河野談話」に反する重大な答弁です。

松沢議員が今年4月から使用されたある出版社の『中学歴史 日本と世界』に「従軍慰安婦」という表記があることを問題視し、教科書会社に訂正申請を出させるように要求しました。教科書攻撃の再発であり、政府に「言葉狩り」を迫る時代遅れの発想です。

「慰安所」どこにも

「従軍慰安婦」の「軍」は戦前、中国や東南アジア、太平洋地域などを侵略した日本軍のことです。ですから日本軍「慰安婦」のことです。

1931年の「満州事変」で中国への侵略戦争を開始し、日本のかいらい国家「満州国」を建国、37年には日中戦争を全面化させ、日本側の戦没者だけで45万5700人（旧厚生省調査）を超える軍隊を中国本土に送りました。とくに上海から南京途上での兵士による強姦（ごうかん）事件、大量虐殺の南京事件（37年12月）を契機にして、日本軍が進駐するところにほとんど例外なく、日本軍「慰安所」がつけられました。

それは主に日本軍兵士による現地住民の強姦が多発したために、その防止や、兵士の性病防止を目的とするものでしたが、その蛮行は解決されないまま、日本軍「慰安所」と「慰安婦」は増え続けました。1941年からアジア・太平洋戦争に突入したことであらたな拡大が図られました。

軍や政府による「慰安婦」「慰安所」の組織的な設置の証拠は数多くあります。

たとえば、陸軍次官・梅津美治郎の印がついた「軍慰安所従業婦等募集に関する件」（1938年）は、当時の陸軍兵務課が起案し、陸軍大臣から委任を受けた陸軍次官が決裁したもので、「慰安婦」募集にあたり「軍部の了解がある」ことをことさら強調しています。この文書は「河野談話」が出る前に収集されています。

戦後、インドネシア（戦時オランダ領東インド）で開かれたオランダによる戦争犯罪裁判（バタビア戦争犯罪法廷）の判決文について、法務省の調査結果報告、外務省文書「オランダ人従軍慰安婦問題」（1992年）があります。そこでは、当時、オランダ人女性が収容されていた収容所から、日本軍の慰安婦にするため「慰安所」に連行され、脅すなどで「売春を強制」された事件の裁判で、陸軍軍人らに死刑や懲役刑の判決が言い渡されました。

これは安倍晋三前首相が否定してきた、女性の「強制連行」や、軍人らによる拉致があったことを示す判決でした。

当時の公文書による証拠は多く、これからも発見されるでしょう。

「従軍慰安婦」や日本軍「慰安婦」の表現は、多くの公文書で裏付けられた「適切」な、「誤解のない」表現です。日本維新の会や政府答弁書のいう「従軍」と「慰安婦」を切り離し、軍の関与がなかったかのように偽ることは、公然とした事実をねじ曲げる、歴史認識の大後退です。

「強制労働」認めず

馬場幹事長のもう一つの質問主意書は、朝鮮半島からの「『強制連行』『強制労働』という表現に関する」ものでした。この問題の本格的な国会質問や、政府とのやりとりはまだ行われていません。朝鮮人の日本への労務動員が約80万人、軍人・軍属などの動員が約37万人でした。（『韓国徴用工裁判とは何か』竹内康人著、岩波ブックレット）

日本による朝鮮半島の植民地支配なくして、実現できないことでした。維新の会の「強制労働」の事実否認は許されません。（akahata5.25 引用作成）